

論文の要約

氏名：高橋 力也

博士の専攻分野の名称：博士（国際関係）

論文題名：「国際法の法典化と戦間期日本の国際法家—国際連盟における国際法典編纂事業を題材に—」

1 学位請求論文の目次

序論	7
第1節 はじめに	
1 背景	
2 本論文の射程：戦間期日本への着目	
3 「国際法家」の意味	
第2節 本論文の位置付け	
1 国際機構史：歴史家の低調な関心	
2 国際法史：「外交史的アプローチ」の必要性	
3 日本外交史：平時国際法の発展	
第3節 国際法家という視点	
第4節 構成	
1 第1部	
2 第2部	
3 第3部	
第1部 国際法の法典化とアメリカ	43
第1章 ルートと国際連盟：戦間期国際法の法典化の端緒 (1919-1923)	45
第1節 戦間期国際法の法典化	
1 前史：ハーグ平和会議 (1899年・1907年)	
2 連盟規約と国際法	
3 法律家たちの憂鬱	
第2節 国際連盟の始動と法典化	
1 法律家諮問委員会：ルート再び	
2 第10回連盟理事会	
3 第1回国際連盟総会：イギリスの反対	
第3節 高まる気運：共振する連盟の「内」と「外」	
1 悩める事務次長アンチロッチェ	
2 ワシントン会議と戦時国際法	
3 「ルート劇場」：潜水艦・毒ガス条約の成立	
4 ルート発言の波紋	
第4節 ワシントン会議後の展開	
第2部 国際法の法典化と国際連盟	95
第2章 国際連盟による国際法典編纂事業の始まり(1923-1924)	97
第1節 動き出す国際連盟	
1 もう一人のアメリカ人：国際法学者ハドソン	
2 情報部長スウィーツァーの警鐘	
3 事務局による決議案作成：戦時から平時の国際法へ	
第2節 第5回国際連盟総会：スウェーデン提案の提出	
1 漸進的法典化に関する総会決議案：予想外の好評	
2 静観するイギリス代表団	
第3節 国際法典編纂事業の始動：専門家委員会 (CPDI) の設置	

第3章 国際法典編纂会議への道程（1925-1930）	127
第1節 法典化の意味：第1回 CPDI 会合	
第2節 松田道一と応訴義務論：第2回 CPDI 会合	
第3節 思わぬ向かい風：第7回連盟総会	
第4節 開催主体をめぐる攻防：ザレスキ報告書	
第5節 躍動する中小国たち：第8回連盟総会	
第6節 準備過程の最終段階へ：準備委員会（CPCC）の設置	
第7節 「国家」と「個人」の狭間で：法典化事業の意義	
第3部 国際法の法典化と日本	175
第4章 日本国際法学会の国際法法典案	177
第1節 法典案提出に至る経緯	
1 背景	
2 「日本の」、そして「法典案」であることの意味	
第2節 法典案の内容	
1 題目の選択	
2 規定の内容	
3 差別撤廃条項に潜む矛盾	
第3節 国際社会における反響	
第4節 法典化という「思想」：法典案作成の背後にあるもの	
第5章 「妻の国籍」問題と日本：「国際法の進歩」と「帝国の利益」	201
第1節 「妻の国籍」問題	
第2節 女性団体と各国の立場	
1 フェミニズム運動の台頭と女性国際法家	
2 各国の思惑	
第3節 「妻の国籍」問題と日本	
1 外務省のジェンダー観	
2 訓令案策定の過程と山田三良	
第4節 「国際法の進歩」と「帝国の利益」を実現する法典化	
第6章 国際法実務と立作太郎：領海幅員問題を事例として	221
第1節 外務省法律顧問の制度	
第2節 戦間期日本の国際法実務	
1 国際法学界と外務省	
2 立作太郎の実践的国際法学	
第3節 ハーグ国際法典編纂会議における領海幅員問題	
第4節 領海幅員問題に対する日本政府の対処方針と立作太郎	
1 立の「領海論」	
2 「領海論」の政策的意図	
3 ハーグ会議に対する日本政府の対処方針	
4 立の法的助言の実践性	
第5節 国際法学者の本分	
第7章 国際法の文明国標準と日本：国家責任問題を事例として	239
第1節 文明国標準主義と内外人平等主義の対立	
第2節 「文明国」日本としての自負	
第3節 「法的国際主義」に対する志向	
第4節 「王よりも王党派」	
第8章 立作太郎以後：戦時期外務省における法律顧問設置構想	253
第1節 法務室	
1 開設の経緯	
2 組織の概要	
3 国際法先例集の編纂	

第2節 法律顧問設置構想	
1 諮問機関としての法務室：二つの構成案	
2 法務室と立作太郎	
3 構想のその後	
第3節 戦前から戦後の国際法実務の連続性	
結論	273
第1節 法典化と二つの条件	
第2節 戦時期日本と国際法	
第3節 おわりに	
略称例集	283
参考文献	285

2 論文の内容

本論文は、1920年から1930年にかけて国際連盟において実施された国際法の法典化事業と、それに対する日本の国際法家（international lawyers）らの参画について検討し、戦間期日本外交の法的国際主義的側面を明らかにするものである。

近年、国際関係史の分野では、従来の単純な「サイレント・パートナー」史観を脱して、様々な側面から日本の連盟外交を描く研究が盛んとなっている。しかしながら、1920年代当時、連盟において重要な活動の一つとして目された国際法の法典化について、日本外交がどのような対応をみせたのかについては十分に解明されていない。先行研究においては、ジュネーブ平和議定書や不戦条約などの個別の事例に対する日本の対応について研究者の関心が集中する傾向があり、平時国際法を含めた国際法全体の発展に対する日本の関与についてはほとんど論じられることがなかった。

国際法の「法典化」とは、一般に、歴史的にはその大部分が不文法である慣習国際法を成文化し、法典の形に整える作業をいう。国際社会において本格的な国際法の法典化が最初に行われたのは、1899年・1907年のハーグ平和会議だといわれるが、特に連盟成立後の法典化の進展には目覚ましいものがあり、第一次大戦前と比較して多国間条約の締結数は飛躍的に伸びた。当時、国際法の法典化は「時代の要請」とまでいわれ、国際的な潮流となっていたのである。

そのような中、1926年に日本国際法学会（JSIL）は、連盟において法典化を検討すべきものとして国際法上のテーマを九つ挙げ、これらに関する条約草案を連盟側に提出した。その貢献が認められ、1928年の連盟総会決議において特に日本の尽力に対して謝辞が述べられるなど、JSILの法典案は国際社会において大いに反響を呼んだ。同法典案作成のプロジェクトは、事実上外務省の支援の下で行われており、結果的に日本の連盟外交の一翼を担うことになった。

このように連盟を中心に行われた国際法の法典化の推進に関し、日本はその当時最も意欲的な姿勢を見せた国の一つであった。第一次世界大戦で戦勝国となった日本は、戦後創設された国際連盟においてアジア唯一の常任理事国に名を連ね、大国としての国際的認知を獲得していた。仮にここから、戦後に台頭した日本という東洋の新興国が、西欧本位の近代国際法の刷新を図るという物語を紡ぐのであれば、そのあらすじは極めてわかりやすいものになる。戦時中の大東亜共栄圏構想に伴い立ち現れた大東亜国際法理論を想起すれば、1920年代になされた国際法の法典化への日本の関与は、法典化事業を介した西洋文明へ

の挑戦の布石であったなどという結論を想像することも難しくはない。

しかし、本論文はそのような筋書きは採らない。なぜならば、日本による法典化事業への関与を支えた国際法家たちが拠っていたのは、あくまで近代国際法の原理原則であり、彼らが提示した条約草案は、人種差別撤廃のような従来の国際法の諸原則に対する新たな提案を含んでいたにせよ、近代国際法という大枠の刷新や革新にあたるような根本的な変更要求ではなかったからである。その「大枠」とは、文明国概念を基準とした主権平等原則や国家承認論といった、欧米諸国による帝国主義的な対外行動と植民地支配の副産物ともいえる諸原則であった。この点は、大東亜国際法も同様であり、その地域主義的な国際秩序観は、既存の国際法体系の延長線上に構想されたものにとどまった。戦間期日本が提示した国際法典案の内容それ自体には、それまでの欧米主導で形成されてきた近代国際法と比して有意な差を認めることができないのである。

それでは、あえて日本による国際連盟の法典化事業に対するかかわりを取り上げるのはなぜか。それは、その当時日本が提示しようとした法典案の内容ではなく、むしろ法典化という条約をつくる営為そのものに歴史的意義があるからである。換言すれば、「いかなる」法をつくろうとしたかということではなく、「いかにして」法をつくろうとしたかという点に重要性を認めることになるのである。

上記のような問題意識の下、本論文は、日本が国際連盟における法典化事業に積極的かつ実質的な参画を行い、さらにその国際法秩序形成に取り組む姿勢は戦中・戦後にも引き継がれていたことを論証し、戦間期日本外交が「法的国際主義 (legal internationalism)」の側面を持つものであったと論じる。具体的には、まず連盟において法典化事業が取り込まれることになる端緒からその内実について、主に連盟の内部文書等の史料を用いて実証する。続いて、同事業に対する日本の関与を検討するため、外務省記録の検討を行い、JSIL の法典案の具体的な内容や提出に至った背景を探る。その上で、国際社会による国際法の法典編纂の努力が結実する 1930 年のハーグ国際法典編纂会議（以下、ハーグ会議とする）まで検討範囲を広げつつ、そこで扱われた国際法上のテーマである国籍、領海及び国家責任の 3 題目それぞれについての日本の対応を明らかにする。さらに、戦時期から戦後直後の占領期における日本の国際法観についても触れることで、戦前から戦後にわたる日本と国際法の関係史の中に JSIL の法典案を位置付ける。

本論文は国際機構史、国際法史及び日本外交史の 3 分野に跨る学際的テーマを扱うものであり、それぞれの分野における先行研究の検討が十分に及んでいない範囲を補う点に新規性を見出そうとするものである。

国際機構史において国際連盟の活動に関して本格的な研究が始まったのは比較的近年のことである。1930 年代、満州事変やイタリアによるエチオピア侵攻に対して有効な手を打てなかった連盟は、その後世界が 2 度目の大戦へと突入するのを傍観するほかなかった。そして、戦後長らくこの国際平和機構には「失敗」の烙印が押されることになる。歴史家の連盟に対する関心は「なぜ連盟は失敗したのか」という問いにあり、その研究成果は連盟の「衰亡の語り」に限定されてきたのである。2000 年以降、連盟研究に対する関心が高まりつつあるものの、連盟が主導した国際法の法典化については、全くと言ってよいほど研究の進展が見られていない。本論文は、当時連盟の重要な活動の一つであった法典化事業を検討することで、国際機構史研究の進展に対する貢献を企図している。

国際法史の分野については、従来グロティウスやビトリアなどを起点とする国際法思想の系譜を辿る研究が多く、他方で国際法に関する国家実行の研究は少なかった。この観点から本論文では、外交史料等の検討を通じ、国際法の法典化に係る日本の外交政策を明らかにし、先行研究において手薄であった国際法

史の外交史的把握を行う。また、こうした外交史的アプローチを採用することで、日本と国際法の関係史に新たな知見を付加することが可能となる。一般に、戦前の日本は国際法秩序の構築にさしたる関心を示さず、国際法の発展にも消極的であったと考えられてきた。しかし、外交史料を検討することで、戦間期日本の国際法学者らが、実際には国際法の法典化に非常に前向きな考えを有していたことが明らかになる。

日本外交史の面からみると、戦間期に関する研究を総体としてみたとき、連盟と日本の関係は主たるテーマとはされてこなかった。日本史の語りの中で連盟が登場するにしても、日本との「出会い」と「別れ」の場面に限られることがこれまで多かった。1919年のパリ講和会議と、1931年の満州事変勃発から1933年の脱退までの時期という二つの節目、すなわち、のちに日本が突き進んでいく大戦に深くかかわると目された出来事に焦点を当て、日本と連盟の関係が論じられる傾向が強かった。しかしながら、国際法の法典化という限定的なテーマの下ではあるものの、先述のとおり日本の法典化事業への参画は、連盟の活動に対する重要な貢献として当時国際的にも評価されていた。連盟の法典化事業に対する日本のかかわりという新しい側面に光を当てることにより、日本外交史分野の研究の発展に寄与することも期待できる。

これら3分野の跨ぐ形で位置付けられる本研究の新規性は、従来の歴史学の研究が対象としてこなかった主題を選択したという意味における史実の面での「新しさ」にある。これに加え、本論文では研究対象を読み解く視座にも「新しさ」を設けることを試みる。それが、国際法の法典化に携わる「国際法家」の存在に着目するという視点である。

本論文が用いる「国際法家」とは、英語の *international lawyers* に相当するものを指す。この *international lawyers* については、現時点で日本語訳が定着していない。訳語としては他に、「広義の国際法学者」や、「国際法専門家」とする場合がある。国際法家という語は、国際法を専門とする職種に就く者を緩やかに括るもので、国際法学者のみならず、各国の外交当局で国際法実務に携わる外交官や法曹資格者、国際機関の法律顧問などが含まれる。

従来の国際法学において、国際法の創出という出来事は極めて抽象的に扱われてきた。「国際法の主体は原則として国家である」という教科書的な説明以上に、「誰が」条約を、そしてどのように国際法をつくっているのかという点に具体的に踏み込んだ研究は、管見の限りこれまで見当たらない。確かに条約の締結権は国家にあり、そのこと自体に疑いを入れる余地はない。しかし、實際上条約文書という紙に書かれた有形の国際約束を生み出すのは、その文言を考え、訓令を策定し、交渉し、最終的に条約という作品を彫り上げる国際法家たちである。国際法の規範を具現化し、世に送り出すのは、国家のような観念上の存在ではない。あくまで現実の人なのである。

当然ながら、国際会議で交渉に臨む、あるいは本国で訓令を策定している国際法家らの言動は、国家の利害に縛られている。その一方で、国際法家は国家に完全に埋没する存在でもない。訓令に対して明示的に逆らうことは稀であっても、国際法家たちは政府の指示にはないことを発言し、または国際公益の観点から自国の国益とは直接関係のない事項を条約に盛り込もうとすることがある。個人と、政府の一員という立場の狭間で揺れ動く。それは、彼らが無機質な国家の内部装置にとどまらず、国際法家としての個性が宿った人であるがゆえなのである。それに加え、連盟において展開した、国境を超えた国際法の専門家間でつくり上げる知的共同体の場は、各々の国際法家のアイデンティティを大いに刺激する。国際法が法典化され、形となる過程を歴史として捉えるには、この国際法家たちの営みを観念的ではなく、具体的に描くことが不可欠なのである。

3 各章の概要

本論文は、以下の3部、全8章からなる。

(1) 第1部

第1部(第1章)は、国際連盟における法典化事業の契機をつくり出したアメリカの国際法家エリヒュー・ルートに注目し、連盟下での法典化事業の端緒を探る。

第一次世界大戦後、国際社会における法の支配の実現を熱望したルートは、自国が連盟に加入しない中でも、国際法の法典化を進めるためにアメリカ国内外で精力的な活動をみせた。ルートは常設の国際裁判所と国際法の法典化を、国際法秩序を支える車の両輪として考えていた。国際裁判所を中心とした紛争解決制度が普及するためには国際法の内容を明確にする必要があった。規範の内容が定かではない慣習法が国際法の大部分を占める状況下では、仮に国際裁判所を創設しても、各国は裁判所による恣意的な判断を恐れ、結局裁判所規程を締結しないからである。

ルートの働きかけが功を奏し、法典化事業の提案は第一回国際連盟総会に上程される。しかしながら、大戦後の混乱が収まらない銃後間もない時期に国際法の法典化を行うのは無謀であるとしてイギリスが強硬に反対し、決議案は否決されてしまう。

法典化への着手に失敗した連盟とは対照的に、アメリカでは国際法の法典化に肯定的な世論が興隆する。アメリカの連盟加入が当面見込めないことも相まって、ルートは連盟の外で法典化事業を推進する方向へと舵を切る。1921年から22年にかけてアメリカの主催でワシントン会議が開催されると、ルートの活躍によって戦時国際法に関する多国間条約が成立した。このように非加盟国であるアメリカが法典化の旗振り役としての存在感を大きくすることは、国際社会における連盟の存在意義を揺るがす事態といえた。こうした状況を憂慮した一部の連盟関係者は、連盟主導の法典化事業の実現について真剣に検討を始めることになる。

(2) 第2部

第2部(第2章～第3章)は、1924年に連盟総会が国際法の法典化に取りかかることを決定してから、1930年のハーグ会議に至るまでの連盟における法典化事業について、連盟事務局や中小国の国際法家らのかかわりに焦点を当てて検討する。

第2章は、1924年に連盟が重い腰を上げ、法典化事業に着手する過程を描く。連盟事務局の活動に深く関与したマンレー・O・ハドソンとアーサー・スウィーツァーという二人のアメリカ人が、元来法典化について消極的であった事務総長エリック・ドラモンドを動かした。当時アメリカが法典化に積極的な姿勢を見せていたことを受け、連盟の関係者の一部は、国際法秩序の担い手としての役割が連盟からアメリカへと移り、普遍的な国際平和機構としての存在感が薄まることに危惧を抱いていた。このことがドラモンドら連盟関係者を法典化事業の着手へと向かわせる主たる動機となった。

事務局は、国際法の発展に熱心だったスウェーデンと協力し、1924年9月の連盟総会で法典化事業に関する決議案を可決させることに成功する。その際、イギリスは決議案に異議を唱えなかった。労働党政権

が誕生したことに加えて、戦後直後の1920年の時点とは異なり、1924年にはすでに様々な分野における多国間条約が結ばれ、平時国際法の整備に進展がみられたことが法典化に対するイギリスの警戒心を解いたのであった。

同年12月、総会決議を受けて、連盟理事会が「国際法の漸進的法典化のための専門家委員会（CPDI）」を設置する。CPDIは17名の国際法の専門家からなる組織で、その任務は、のちのハーグ会議において条約化されるべき国際法上のテーマを選出することにあった。翌1925年1月にCPDIが活動を開始し、ようやく連盟における法典化事業が始動することとなった。

第3章は、1925年から30年までの連盟における法典化事業について、CPDIの活動を中心に明らかにする。本章では、CPDIと連盟加盟国との間の緊張関係や、法典化について徐々に消極的になっていく事務局の態度、ハーグ会議の開催主体をめぐる加盟国間の綱引き、CPDI予算についての大国と中小国の攻防といった、連盟における約5年間の法典化事業を彩る様々なエピソードが取り上げられる。こうした国際法の法典化をめぐる連盟での出来事の検討から浮かび上がるのが、個人と国家の間で揺れ動く国際法家の置かれた立場の複雑さである。

この点に関しては、特にCPDIの委員であった外交官の松田道一について一節を割いて論じる。松田は、CPDIにおいて日本政府の意向を反映させる実質的な役目を負いながら、時に国際法家として政府とは異なる見解を述べるがあった。例えば、CPDIにおける国籍問題の検討の中で常設国際司法裁判所（PCIJ）の応訴義務の提議がなされ、英米の委員から猛烈な反対があった。従来国際裁判の利用に後ろ向きであり、強制的管轄権には否定的な立場で知られた日本であったが、松田は英米の委員には連ならず、反対に応訴義務論の擁護者のように振る舞う。当時の松田には、将来的に日本がPCIJの応訴義務を受諾し、国際社会における法の支配の確立に貢献すべきという持論があり、それがCPDIにおける言動に表出したものと考えられる。他にも、セシル・ハーストなどにも、断片的にはあるが、連盟総会においてイギリス政府を代表する立場でありながら、国策とは相容れない発言をする場面がみられた。

こうした松田やハーストが見せた自国の立場からやや外れた行動から、国際法家とは単に国益に縛られるだけの存在ではないことがわかる。国際会議に臨む国際法家には、国際法を支える知的共同体の一員としての自意識があり、恒常的に政府代表と法律家という時として相反する二つの立場の板挟みにあるのである。

(3) 第3部

第3部（第4章～第8章）は、1920年代だけでなく、戦時期まで射程を広げ、国際法の法典化を含めた戦間期国際法秩序の形成に対する日本の参画を包括的に論じる。第4章から第7章までは、立作太郎の他、日本の国際法家たちの活動を中心軸に据えながら、JSILによる国際法典案作成を通じた連盟の法典化事業に対する貢献に加え、ハーグ会議で議題となった国籍・領海・国家責任の三つのテーマについて、それぞれ日本のかかわりを明らかにする。第8章は、1930年代末の外務省における法律顧問設置構想を題材に、戦時期日本と国際法の関係について論じ、戦前から戦後に至る時間軸の中に日本の国際法形成への主体的関与を位置付ける足がかりとする。

第4章は、JSILが連盟に提出した条約草案について検討する。CPDIがテーマを選定するにあたって著名な学術団体に対して助言を求め中、JSILには声がかからなかった。しかし、JSILの国際法家らは、この

機会に日本の見解を世界に示すべきであるとして、連盟からの直接的な協力要請がないにもかかわらず独自の法典案を提示することを決意する。JSIL は、外交官と国際法学者から構成される委員会を設置し、約1年をかけて法典案の策定を行った。そして1926年、9本の条約草案からなる法典案を完成させ、連盟に送付したのである。

JSIL の法典案は、パリ講和会議で日本が提起した人種差別撤廃条項等、当時日米間に軋轢をもたらしていた移民問題を念頭に置いた規定を含んでおり、一面において日本の利害を色濃く反映したものであった。それでもなお、国際法の発展に寄与しようとする日本の姿勢は国際社会において好意的に受け止められた。なかでも1928年の連盟総会決議は、法典化事業に対するJSILの貢献に謝辞を述べるなど、日本の国際法家らの活動に高い評価を与えた。

なぜJSILや外務省は国際法の法典化にかくも積極的であったか。その理由は定かではないものの、国際法の内容を明確にすることで、日本が当事国となる紛争に関し、連盟による紛争解決手続を円滑に行うことを望んでいたことは、いくつかの史料から窺い知ることができる。こうした法典化に対する日本の国際法家らの考えは、国際裁判所の普及と国際法の法典化を表裏一体として捉えるルートの論理と近接性があるといえた。議論の対象が理事会か国際裁判所かという違いはあるものの、いずれも国際法の内容を確実なものとすることによって、それらの機関の判断・判決の予測可能性を高め、ひいては紛争の平和的解決の促進を志向しているのである。

第5章は、ハーグ会議で扱われたテーマである国籍、中でも「妻の国籍」問題と呼ばれた国際法上の問題と、それに対する日本の対応を論じる。

「妻の国籍」問題とは、国際結婚の際に妻が夫の国籍を取得することを強制すべきか否かという論点である。第一次世界大戦前において、国籍を異にする婚姻の場合、妻の国籍は常に夫に従属させる旨を国内法において定める国がほとんどであった。ところが大战後、世界的なフェミニズム運動の高揚と相まって妻に国籍選択の自由を与える制度を導入する国も現れ始め、各国の国籍法制にずれが生じたのである。そうした背景の下、ハーグ会議では各国の国籍法の抵触をいかに防ぐかが争点となった。そして、「妻の国籍」は、女性の国籍選択の自由に関する問題であり、当時のフェミニストたちの注目を集める。ハーグ会議には世界中から女性運動家らが挙げて押し寄せ、出席する各国の代表らに国籍法制における男女平等を訴えた。

ハーグ会議が開催された当時、伝統的な家父長制の影響を残した国籍法を保持していた日本は、妻に国籍選択を与えることには前向きではなかった。しかし、日本政府のハーグ会議における対処方針の策定に携わった国際法学者の山田三良は、この問題について、妻に国籍選択の自由を一定程度与えることを容認していた。山田は必ずしも自身のジェンダー観に基づき、そのように考えたわけではなかった。それは、ハーグ会議に臨むにあたって、日本は自国の利益だけでなく、国際法の進歩という観点から対処しなければならないという、山田の国際主義的な国際法観によるものであったのである。

第6章は、ハーグ会議で議論の中心となった領海の幅員の問題と日本の対応を題材に、法典化の問題にとどまらず、領海問題に関する日本の外交政策に大きな影響を及ぼした立作太郎の活動の検討を通じて、戦間期日本の国際法実務の在り方について明らかにする。

従来日本外交史研究において、外務省における国際法実務や法律顧問の役割にスポットライトが当たることは多くない。戦間期についていえば、外務省の御意見番として立の論説や役割が論じられることがあるが、それも特定の局面に限って取り上げられてきた。立は、満州事変以降の日本の大陸政策の合法性を

積極的に肯定した国際法学者として知られ、当時軍部の行動に対して批判的な論陣を張った弟子の横田喜三郎とは対照的な存在として語られることが多い。それゆえ、立の国際法実務への関わりは、特に満州問題という限られた側面から従来理解されてきた向きがあった。その一方で、平常時の国際法実務、すなわち平時国際法の分野に関する日本外交における立の貢献については、これまでほとんど語られることがなかったのである。そこで本章は、戦間期日本における外務省と国際法学界の間に存在した緊密な連携関係を指摘した上で、立の法的助言が外交政策に具体的に反映された過程を論じた。

ハーグ会議では、狭い領海を支持する日米英などの主要海運国と、広い領海を主張する中小国との間で鋭い対立が生じた。この問題に関する対処方針案の策定を求められた立は、外交政策に対して純粋に法的観点から助言を授けるのではなく、まず国策の方向性を見定め、それを正当化するための法的根拠の構築を行った。立のテクノクラートとしての側面がここに顕著に表れている。戦間期当時と、「御用学者」という言葉が嘲りの響きとともに使われることのある現代とでは、国際法学者に求められる本分に大きな違いがある。戦間期の立の活動を同時代的に検討するためには、現代人の色眼鏡を外し、その時代の文脈の中で「国際法学者とは何か」という問いを立てる必要がある。

第7章は、ハーグ会議において領海問題と並んで各国の深刻な対立を生んだ、国家責任における文明国標準の問題を取り上げ、それに対する日本の態度を論じる。

古くから慣習国際法には、国家には外国人を保護する義務があるという原則があるが、その義務を果たすために、国家は外国人に対してどの程度の待遇をなすべきかという問題があった。この点については二つの考え方が対立してきた。一つは、外国人に対しては自国民と同程度の保護を与えれば足りるとするのに対し、他方は、単に自国民と等しく待遇するだけでは足りず、「文明国」に期待される最低限度の保護を提供しなければならないとする。前者の考えを内外人平等主義、後者の考えを文明国標準主義という。文明国標準主義は、主に欧米の先進国が中南米やアジアの諸国に対して強く要求したもので、国際法の西洋中心主義的性格を最も典型的に表した一種のイデオロギーともいえた。ハーグ会議ではこの問題をめぐって、西洋と非西洋の両陣営が正面から衝突した。

ハーグ会議において日本は、非西洋諸国の先頭に立つのではなく、むしろ西洋文明の忠実な継承者として振る舞い、文明国標準主義を支持した。日本は近代国際法の「変革」は望んでいなかったのである。ただその一方で、日本が国家責任法の一般条約化のために、主体的な関与をしようとしたことは事実であった。また、この問題の検討を通じて、当時の日本の国際法家らが国家責任の問題をめぐる国家間紛争に関して PCIJ を通じた解決を志向しており、国際社会における法の支配の普及を広めるという法的国際主義的な側面があったことも明らかになる。

第8章では、戦時期に外務省が設置し、若手国際法学者を嘱託として勤務させた法務室を中心に、戦中の日本の国際法とのかかわりについて明らかにしていく。

日本の外務省は、現在に至るまで、国際法に関する政策立案に携わる組織としての法律顧問の制度を有していない。戦前、立作太郎は外務省の事実上の法律顧問として省内において多大な影響力を誇ったが、その公式的な身分はあくまで非常勤の嘱託であった。当時の日本の国際法実務は、立という個人の資質に依存した脆弱な体制の下で行われていたのである。

ところが1939年頃になると、外務省内でもそうした状況を見直す議論が始まり、様々な構想が立ち上がる。その中の一つが法律顧問制度であった。結果的に条約局に設置された法務室は研究機関にとどまり、法的助言の機能はなかったものの、こうした国際法実務に関する一連の組織改革は、戦時期日本が国際法

との繋がりを断ち切らずに保持しようとしていたことを意味する。

当時日本は連盟からすでに脱退し、1920年代のように多国間外交の枠組みの中で国際法の形成過程に関与することは極めて難しい状況にあった。それでもなお、戦時中の日本が国際法との関係を保とうとしていた事実は、戦前から戦後にかけての日本の国際法実務のある種の「連続性」を示唆するのである。

4 結論

日本の国際法家たちは、法典化事業への参画を通じて、戦間期国際法秩序の形成過程においていかなる役割を果たしたのか。JSILの法典案や、ハーグ会議への彼らの関与だけでみれば、確かに近代国際法の変革とまではいかなかった。また、実際にも同会議は成果に乏しく、現在の国際法学者の大半が「失敗」あるいは「不成功」であったと評価している。そのことからすれば、仮にJSILの国際法家らの試みがいかに真摯なもので、法的国際主義を体現したものであったにしても、その活動の歴史的意義は限られたものであったともいえるかもしれない。

確かに、ハーグ会議やそれを含む連盟の法典化事業は決して実り多いものではなかった。しかしながら、1920年代当時あって、国際法の法典化を支持し、それが国際平和に資すると考えた者は確かにいた。たとえ今の時代の我々からみて、非現実的と思われるような試みであっても、その当時の人々がそのように考えたこと自体は事実であって、現実の事象なのである。

本論文が試みたのは、戦間期という現実を生きた日本の国際法家の姿を同時代的に活写することである。それは彼らが何を成し遂げ、何を成し遂げられなかったかということを超え、どのような理想を掲げ、何を「成そうとした」かについて、史料の検討を通じて実証することにほかならない。その「成そうとした」ことに注目することで、彼らの試みが「未発」の可能性であったことがわかる。

戦間期日本は、近代国際法の基本原理それ自体ではなく、その形成過程に関する現状に変化を求めた。JSILが法典化への取り組んだ背景には、国際法の「つくり手」に日本が加わることで、自国の主張を一般条約に反映したいという国際法家たちの希望があった。それが自国中心的な要求であったにせよ、日本の法典化事業への積極的な参加は、国際法秩序の中に自らを位置付け、法の規律を受けようとする法的国際主義の発露であったといえることができる。

その後1933年に連盟を脱退してから敗戦までの間、確かに日本には、連盟時代にみたような普遍的な国際法秩序形成に対する協力姿勢はほとんどみられなかった。また、戦時中に構想が立ち上がった大東亜国際法は、大東亜共栄圏を支えるイデオロギー的言辞を多分に帯びた理論であったことも否定できない。しかしながら、いかに独善的で、またそれが近代国際法の「大枠」を出ないものであったとしても、大東亜国際法秩序という大風呂敷を広げ、独自の国際法観を提示しようとしたという面を捉えるならば、戦時期日本が、引き続き国際法の形成過程について主体的に関与していたといえることができるだろう。

このように、戦前・戦中・戦後の日本をめぐる国際情勢の目まぐるしい変化にもかかわらず、日本の国際法学者たちが世代交代を経ながら、すでに血肉と化していた近代国際法を捨て去ることはなく、国際法上の問題について正面から取り組んでいたことがわかる。ここに戦前から戦後を貫く「連続性」を見出すことができよう。すなわち、普遍主義的な連盟期の法典化事業から地域主義的な大東亜国際法秩序の樹立へというように、表層的な関心の軸足は移ったものの、その基底にある国際法の形成という目的は変わらずに維持されていたのである。